

徳島市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル審査会設置要綱（案）

（設置）

第1条 徳島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）において、徳島市地域公共交通計画策定調査業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたって、契約の相手方を選定する指名型プロポーザル方式による受託候補者の特定を厳正かつ公正に行うため、徳島市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル審査会設置要綱（以下「審査会設置要綱」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 徳島市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 審査方法及び評価基準に関する事項
- (2) 企画提案書及びヒアリング等の審査、評価に関する事項
- (3) 受託候補者の特定に関する事項

（組織）

第3条 審査会は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は協議会会長をもって充て、委員は関係行政機関の職員等の中から会長が指名するものとする。
- 3 委員の氏名及び職名については、審査結果の公表時に公表するものとする。
- 4 委員の任期は、受託候補者が特定した日までとする。

（会長の職務等）

第4条 会長は、審査会を代表し、審査会の会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、オンラインによる審議を行うことができる。

- 5 第3項の規定にかかわらず、前項のオンラインによる会議の議事は、委員の過半数が当該オンラインによる会議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会議は、非公開とする。

(書面による審議)

- 第6条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。
- 2 前条第3項の規定にかかわらず、前項の書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 審査会の審議を要する事項で緊急を要するため、会議を招集できないときは、委員に持回り回議して会長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。

(意見の聴取)

- 第7条 審査会において必要があるときは、会長は、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(中立の保持)

- 第8条 委員は、徳島市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザルに参加している者に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。
- 2 委員は、直接間接を問わず、徳島市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザルに参加してはならない。
 - 3 委員は、提案者と利害関係がある場合は、審査に関与しないものとする。

(庶務)

- 第9条 審査会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。